

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項に規定する委員会に関する事項について規定するものとする。

(委員会の設置及び種類)

第2条 本会に次の委員会を設け、会長の諮問する事項について審議を行う。

- (1) 総務委員会
- (2) 生活福祉資金調査委員会
- (3) その他、会長が本会の運営上諮問を要すると認めた事項に関する委員会

(委 員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- (1) 本会会員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他会長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第8条で定める委員会の存続期間とする。ただし、委員会の存続期間が2年を超える場合は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長の設置及び権限)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し委員会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の会議及び答申)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるとき随時開くものとする。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、諮問事項の審議が終了したときは、その結果をすみやかに会長に答申するものとする。

(会長の報告)

第7条 会長は、前条で定める答申があったときは、その内容を理事会に報告するものとする。

(委員会の存続期間)

第8条 委員会の存続期間は、設置の日から第6条で定める答申があった日までとする。

(幹事・書記及び事務局)

第9条 委員会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、本会職員のうちから会長が任命する。
- 3 幹事及び書記は委員長の命を受け、委員会の事務に従事する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めのない事項について必要あるときは、会長がこれを定める。

附 則

この規程は平成16年12月6日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。